

吸収分割に関する事後開示書面

2020年4月28日

株式会社丸山製作所

マルヤマエクセル株式会社

2020 年 4 月 28 日

各位

東京都千代田区内神田三丁目 4 番 1 5 号
株式会社丸山製作所
代表取締役 尾頭 正伸

東京都千代田区内神田三丁目 4 番 1 5 号
マルヤマエクセル株式会社
代表取締役 遠藤 茂巳

株式会社丸山製作所（以下「承継会社」といいます。）およびマルヤマエクセル株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2019年7月16日に吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）を締結し、2019年10月1日を効力発生日として、分割会社とその産機事業（以下「本件分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条ならびに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2019年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に従い、分割会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、会社法第785条第3項の規定に従い、2019年8月1日付で、吸収分割会社の株主に対し本件分割をする旨の通知を行いましたが、同条第1項の規定に基づき株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定に従い、2019年8月1日付の官報において公告し、本件分割に対する異議申述の催告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

承継会社においては、本件分割は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

承継会社は、会社法第797条第3項に従い、2019年8月7日付で本件分割をする旨の電子公告を行いました。なお、承継会社においては、本件分割は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、承継会社の株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に従い、2019年8月1日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社の本件分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額： 355百万円

承継負債の額： 92百万円

5. 会社法第921条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2019年10月1日

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

承継会社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件分割契約について会社法795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本件分割に反対する旨を通知した承継会社の株主はいませんでした。

以上